

令和6年度 東北地方整備局管内 工事事故発生一覧（速報）

令和6年10月31日現在 企画部技術管理課

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
1	R6.04.01(月)	16:10	秋田	ダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	C S G材(石・砂れき、セメント、水の混合材)製造設備で仮溶接の鋼材の角度を調整中に鋼材とコンベアのフレームに右手親指の腹部が挟まれ切創した。	・作業手順書は作成していたが、鋼材の支持方法や固定方法等の細部のリスクを拾い切れていなかったこと。 ・鋼材重量約50 kgであり、人力で支えるには無理があったこと。
2	R6.04.15(月)	18:15	山形	トンネル工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	仮置きしていたケーシングの移動時にケーシングを吊っていたフックが横向きになっていることに気づき、作業を中止して直そうとしたところ、フックの向きが縦に戻って、出していた左手人差し指に当たり負傷した。	・吊っていたケーシングを一旦下ろしてフックを直すべきであったが、ケーシングを吊っていた際に吊り荷に手で届くほど接近したこと。 ・ケーシング玉掛け時に一人でワイヤー設置を行い、フックが正規の位置にかかっていないまま吊り上げたこと。
3	R6.05.10(金)	10:05	岩手	道路改良工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	既設コンクリート擁壁を圧砕機で取壊し後にバックホウで集積作業中、取り壊していないコンクリート部分にバケットが接触した際に飛び石となり、防護フェンスの金網の編み目部分から車道部に飛び出し、一般車両のバンパーにぶつかったもの。	・集積積み作業での安全に関する認識不足や危険予知についても意識を高める安全教育が不足していたこと。 ・作業手順書及び作業計画書には、下げた防護ネットフェンスに対して安全対策などの追加の記載がされないまま施工を行ったこと。
4	R6.05.14(火)	10:30	山形	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	その他	その他	レーダー局舎の外壁等の改修設計のため、現地調査中のところ、立ち入り禁止区域となっているレーダー室に侵入し、レーダー設備(Cバンド等)を停止させたもの。	・レーダー照査に関する危険性、危険箇所の把握等の周知が徹底されていなかったこと。 ・調査にあたって、入室・レーダー停止手続きルールが明確となっていないかったこと。
5	R6.05.16(木)	16:00	宮城	建築工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	躯体補強鉄筋工事において梁主筋を油圧式鉄筋曲げ機を使用中に、鉄筋工本人の判断ミスにより既存躯体と油圧式鉄筋曲げ機の間左手人差し指を挟んだ。	・作業補助者(被災者)の判断に誤りがあったほか、鉄筋工同士の声掛け注意等が足りなかったこと。 ・電動油圧式ポータブルベンダー補助において、スイッチを入れたときの反動を予測していなかったこと。
6	R6.05.24(金)	11:30	山形	河川維持工事	物損公衆	建設機械	公共物損傷	除草作業中に遠隔操作の除草機械が距離標に乗り上げ、コンクリート杭が破損。	・構造物周辺の手刈りの範囲が狭く、また、作業前の構造物の位置、目印の有無等の確認が不足していたこと。 ・除草機械操作位置から後方が見にくい状況であったこと。
7	R6.05.28(火)	02:05	秋田	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	維持工事の夜間作業で路面清掃中、インターチェンジで路面清掃車が旋回しようとしたところに後ろから来た一般の大型トラックと接触した。	・作業車・各車両の湯沢IC出入口での転回場所及び方法が明確になっておらず、また、路面清掃車の運転特性を周知できていなかったこと。 ・運転手は路面清掃車の作業を終了し、回送のみであったため助手が乗車していなかったこと。
8	R6.05.28(火)	10:20	山形	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	路床調査の為、バックホウにより植樹帯部の掘削作業を行っていたところ、植樹帯部に埋設されていた情報管路の管側部を損傷した。	・路床調査に関する作業計画において、人力スコップによる掘削、差込み確認など試掘作業方法の具体記述がなく、埋設物対策として周知不足であったこと。 ・埋設物管理者への立会要請をせずに調査を行ったこと。
9	R6.05.29(水)	15:30	山形	河川維持工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	堤防除草に伴う刈草のロール作業終了し、梱包機を堤防天端へ移動する際に、踏ん張っていた右足がすべり、負傷転倒した。	・梱包機の移動方法について明確な作業手順を定めていなかったこと。 ・梱包機の移動において、堤防坂路を使用せず、堤防法面を直接登る移動をさせたこと。

事故 NO	発生日(曜日)	発生 時刻	発生 県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災 区分	事故の概況	事故の主たる要因
10	R6.05.30(木)	14:45	宮城	河川工事	物損公衆	建設機械	架空線切断	樹木伐採に向け、重機(BH)搬入時に架空線を切断したものの。	・搬入ルート検討時、過年度の進入実績もあったため安全に入退場できるルートと決め打ちして、現地確認を怠っており、架空線に対し注意喚起する設備の設置がされていなかったこと。 ・運搬車両に対し、架空線や路肩の状況確認をする監視員が不足していたこと。
11	R6.06.06(木)	09:00	宮城	河川・道路構造 造り工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	夜間工事で片付け作業中、投光機が倒れたため投光機を起こした際に投光機の可動部に指を挟み裂傷を負った。	・資材ヤードでの作業について、資材搬入計画や機械等配置計画が施工計画書や作業手順書等に記載されていなかったこと。 ・投光機の照明部が可動する認識がなく、挟まれる場所を持ち手としたこと。
12	R6.05.21(火)	12:00	宮城	道路維持工事	物損公衆	機械・工具 等取扱	露出線等損傷	5月21日に緑地維持工事の除草作業において、光ケーブルを切断したが、接続迂回によりデータの停止の影響はなく、受注者は気がつかなかった。6月10日に別業務の保守点検中にケーブル切断を確認した。	・元請職員による現場状況の確認作業が足りなかったこと。 ・危険箇所があっても通常通り肩掛け式草刈り機を使用していたこと。
13	R6.06.20(木)	14:50	山形	道路附属物工 事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	植樹帯の撤去掘削において、バックホウで埋設されていた情報ボックスのボディ管を破損させたもの。	・試掘作業前に埋設物の位置や深さは周知していたが、施工方法や安全管理方法等の指導が不足していたこと。 ・試掘で使用したバックホウが解体仕様であり、オペレーターから掘削箇所の視認性が悪くまた、埋設シートから情報管路保護管天端までを人力掘削でなくバックホウの刃先でほぐそうとしたこと。
14	R6.06.21(金)	14:45	宮城	測量・調査・ 設計・点検等 業務	労働災害	建設機械	— (物損公衆以外)	アスファルト舗設において、路盤材敷均し作業中にバックホウで後退したところ、バックホウと被災者の左足が接触したものの。	・バックホウによる路盤材敷き均しを視認性の悪い後進作業で行ったこと。 ・監視員が常駐していたが、一時的に不在となったこと。
15	R6.06.23(日)	09:15	山形	道路維持工事	物損公衆	交通災害	道路施設損傷	通常巡回を実施中、歩道上に落下物を発見し進入して道路パトロールカーを後進させた際に転落防止柵に車両後部左側面を接触させたもの。	・作業手順書において後進に関する記載がなく、後進に対する具体的な手順が定められていなかったこと。 ・運転員は、車両停止位置付近の確認を怠って左後方にあつた転落防止柵に気づかないまま車両後進させ、また、巡回員は、車両から降りようとせず、車両後方の直接確認及び会図誘導を怠ったこと。
16	R6.06.24(月)	13:45	福島	道路改良工事	物損公衆	機械・工具 等取扱	一般車両損傷	改築工事現場において、市道部脇の除草を行っていたところ、飛び石防止のネットフェンスで防ぎきれなかった石が第三者車両に接触にし、割れたガラスにより運転手が軽度の切り傷を負ったもの。	・昨年度も同様の事故が発生し、飛散防護ネットの配置等対策を見直したものの社員及び作業員に伝わってなかったこと。 ・飛散防護ネットを使用して作業をしていたが、草刈り作業員と飛散防護ネットの配置・間隔に問題があったこと。
17	R6.06.25(火)	11:00	福島	河川維持工事	物損公衆	機械・工具 等取扱	露出線等損傷	草刈り機付きバックホウで堤防除草をした際に、地下水位計及び地下水位計ケーブルを損傷したものの。	・支障物の目印は設置されていたが、先行刈りが行われず、支障物はないものと思い込んで除草作業を行ったこと。 ・本来は手鎌で作業すべきところであったが、肩掛式草刈機を使用したこと。
18	R6.06.27(木)	10:25	宮城	測量・調査・ 設計・点検等 業務	労働災害	機械・工具 等取扱	— (物損公衆以外)	地質調査位置の現地状況確認するため、下草を仮払いする目的で、カバンの中から鎌を取り出す際に、素手で鎌の刃先に触れてしまい指先を切創したものの。	・業務計画書への刃物使用の記載がされておらず、また、KYシートに鎌等を使用する場合の注意点の記録が無かったこと。 ・刃物の保護に用いるカバーは自作したものであり、移動中の振動等で外れてしまうような不適切なものであったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
19	R6.07.02(火)	08:40	秋田	道路改良工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	型枠脱型作業のため単管パイプを持ったまま転倒し負傷したものを。	・要因があるにもかかわらず、注意喚起明示や立入防止措置が不足していたこと。 ・つまづく要因である発泡目地が残置されていたこと。
20	R6.07.04(木)	00:05	山形	道路維持工事	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	夜間作業で中央分離帯の植樹剪定作業後、3トンユニック(パワーゲート)の荷台からバルーンライトと共に作業員が転落したものを。	・双方が声をかけず、バルーンを引っ張り、テールゲートリフターに向けて後ろ向きで作業したこと。 ・ユニック車のテールゲートからの落下の危険性を軽視し、車輪を止めるストッパー等の対策を怠ったこと。
21	R6.07.08(月)	14:00	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	その他	バックで車を旋回中にコンビニの駐車場に設置された防犯灯にバンパーに接触したものを。	・公共構造物(電柱)軽視、店舗敷地内は私有地であるとの認識が希薄、業務中の運転であることへの意識が低いこと。 ・KY活動後に作業を開始する予定であったが、元請の現場作業担当者の到着が遅れ、KY活動を実施しないまま現場で一人作業を行ったこと。
22	R6.07.12(金)	16:30	山形	舗装工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	トンネル内の舗装型枠を4tユニック車に積込む際に、トンネル内の照明灯にユニック車のブームが接触し、照明灯を破損させたものを。	・作業計画書・特定作業計画書に照明灯の位置の記載がされておらず、KY記録簿にて照明灯への危険予知がされていなかったこと。 ・玉掛合図者は、吊上げ時に資材の方に注意が向いて、ブーム先端を確認せず合図してしまったこと。
23	R6.07.13(土)	16:26	秋田	河川工事	労働災害	クレーン	— (物損公衆以外)	仮設鋼矢板現場搬入時の荷下ろし作業中、クレーンで吊った鋼矢板に作業員が接触して被災したものを。	確認中
24	R6.07.15(月)	15:08	岩手	道路維持工事	物損公衆	その他	その他	国道を巡回中、徒歩パトロールのため一時駐車しようとした際、運転席側のリアバンパーが小学校のフェンスに接触したものを。	・車両待機場所の周辺調査や情報収集や現地における危険予知が不足していたこと。 ・通常のバックで大丈夫との思い込みや慣れもあって、車外に出て周囲の確認など後方全体の確認が不十分であったこと。
25	R6.07.18(木)	09:10	宮城	道路改良工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	排水路撤去に伴う仮排水路をつくるため、バックホウ0.25m3にて掘削中にφ20の給水管を破損したものを。	・埋設物付近で手掘りを先行した埋設管の有無を確認せず、給水管の位置を特定しなかったこと。
26	R6.07.22(月)	16:00	秋田	河川維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	ダンプトラックが土砂搬出後に会社へ帰る途中、対向から乗用車が左折し出てきたため左側によったところ、左側に停止している乗用車に接触した。	・運転中に起こりうる危険に対し、運転手の認識不足があったこと。
27	R6.07.19(金)	13:10	秋田	河川維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	肩掛式草刈機で除草中に水位計埋設管の保護管及びケーブルの切断したものを。	・施工計画書に作業範囲の周辺にある構造物や障害物の位置を事前に確認し、通信ケーブルなどの配線や配管の有無を確認すること等記載していなかったこと。 ・支障物への目印がピンポイントで設置されていなかったこと。
28	R6.07.26(金)	09:00	山形	道路維持工事	物損公衆	その他	一般車両損傷	10アンダーバス部の通行止めを行っていた交通誘導を行っていたところ、冠水部分に誤って一般車両を誘導し、一般車を浸水させたものを。	・路上規制の作業手順について、大雨による冠水対応をふまえた作業手順等の記載がなかったこと。 ・国道規制箇所とランプ冠水箇所が約250m離れており、冠水箇所手前にカラーコーン等の立入り禁止設備がなく、容易に冠水箇所へ通行できる状態だったこと。
29	R6.08.01(木)	10:00	秋田	道路附属物工事	死傷公衆	交通災害	一般車両損傷	国道ランプ部で作業後、Uターンを行うため脇道にて転回を行って脇道から県道に出る際、右側から来た一般車と接触したものを。	・安全訓練時に規制方法に関しては教育を行ったが、規制時以外の現場走行については、説明を怠っていたこと。 ・工事現場ごとの転回場所を明確にしていなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発時刻	発生日	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
30	R6.08.02(金)	23:30	福島	交通対策工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	工事で設置したピタリングが一般車両走行時に巻き込みによりバンパーが損傷した。	・ピタリングの設置について、作業手順書が無かったこと。 ・第1走行にピタリングを設置したことにより、第2走行車線に比べ第1走行車線の方が一般車の速度超過の影響を受けてピタリングが盛り上がったこと。
31	R6.08.05(月)	14:13	岩手	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	路肩除草作業中、手鎌により左手人差し指を切創したものを。	・鎌等の刃物を使用する際の保護手袋選定及び草刈鎌の使用に際しての危険性・有害性の認識不足があった。 ・複数の蔓を掴み、見にくい状態で切断面に手をおいてしまったこと。
32	R6.08.06(火)	15:20	宮城	道路維持工事	労働災害	転倒	— (物損公衆以外)	法面を上がり国道に出ようとした交通誘導員が転落防止柵に足がかかり転倒したものを。	・施工場所の確認不足で、作業計画に不備があったこと。 ・作業時以外の危険事項について、交通誘導員の認識が足りていなかったこと。
33	R6.08.09(金)	09:55	秋田	フィルダム工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	水中ポンプにサクシオンホースを差し込もうとしたが、うまく入らなかったため左手でホースを抑えながら右手のカッターでホース先端に切り込みを入れようとしたところ、滑って左手を切創した。	・サクシオンホースの切断方法を定めておらず、水中ポンプにサクシオンホースを取り付ける方法が伝わらなかったこと。 ・経験不足により、サクシオンホースを水中ポンプに差し込む手順を知らず、本来行うことがない作業を行ったこと。
34	R6.08.09(金)	11:50	秋田	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	飛来・落下	— (物損公衆以外)	猛禽類調査(クマタカ営巣状況調査)を終え、下山中に20cm程度の落石があり、腰上の背中右側にぶつかり転倒した。	・登攀ルートについて、昨年度業務と同ルートで事故等がなかったため、不安定な転石・浮石はなく、落石の危険性は低いものと判断していたこと。 ・胸部及び背面の脊柱と肋骨の防護を図るためのプロテクターを着用していなかったこと。
35	R6.08.15(木)	20:40	秋田	フィルダム工事	労働災害	挟まれ	— (物損公衆以外)	ボーリング作業中、着底したロッドを動かすためにパイプレンチで上端のロッドを回していたところ、ロッド全体が下がり、小指が挟まれたものを。	・ロッド高止まりした際の作業手順が明確に決められていなかったこと。 ・トングを取り外し落下防止措置がない状態で、パイプレンチに挟まれる可能性がある部分に手を添えてしまったこと。
36	R6.08.21(水)	14:00	宮城	道路維持工事	物損公衆	機械・工具等取扱	一般車両損傷	除草作業中に飛び石により走行車両のボディに傷をつけたものを。	・作業手順の順番が守られていなかったこと。 ・飛散防止ネットを適切な位置で使用する前に刈払いをおこなっており、適切な位置での使用ではなかったこと。
37	R6.08.22(木)	10:00	福島	ダム工事	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	除草作業中に作業員が誤って拳動観測計器のケーブルを切断したものを。	・除草作業での危険性について作業員の理解が不足していたこと。 ・肩掛け式草刈機による先行刈り作業では、職長より作業員に作業開始前に除草範囲・構造物の確認を行うこととなっていたが、当日はケーブル立ち上がり箇所を再度把握していなかったこと。
38	R6.08.22(木)	11:31	山形	河川工事	死傷公衆	交通災害	一般車両損傷	片側交互通行規制で下り線を一般車両が進行中、上り線で待機していた一般車両を誘導員の指示により進入させた。その後、下り線を進行する1台目の車両が停止し、2台目の車両が急ブレーキをかけ停止したため、3台目が停止できず2台目車両に追突した。	・交通誘導員の慣れによる確認不足であったこと。 ・交通誘導の作業指示方法の不備、指導不足があったこと。
39	R6.08.27(火)	16:20	山形	河川工事	物損公衆	交通災害	公共物損傷	堤防へ資機材搬入時に後退にて進入するため、道路上で転回しようとした際に橋梁名が記載してある構造物に接触したものを。	・現地の状況が、運転手に周知されておらず、作業計画の内容に不備・不足があったこと。 ・トラックの運行を運転手1人で行っており、車両の方向転換等を行う際の誘導や進入口の安全確認を行う者がいなかったこと。

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
40	R6.08.27(火)	23:10	宮城	交通対策工事	物損公衆	機械・工具等取扱	埋設物損傷	夜間作業で、歩道部をBH(0.25m ³)で掘削作業中に水道管を破損したものを。	・水道管位置や埋設深についてH=1.2mと指示していたが、「不慮の位置にあるかもしれない」といった慎重さの周知が不足していたこと。 ・水道本管の試掘調査をしていなかったこと。
41	R6.09.02(月)	09:56	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	公共物損傷	橋梁点検車を車庫(官施設)から出庫したところ、車庫の自動シャッターが全開していたために点検車上部と接触して、シャッターを損傷させたもの。	確認中
42	R6.09.02(月)	11:40	宮城	河川工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	ダンプが土砂運搬中に、交差点を左折しようとしたところ、車両の一部が対向車線にはみだし、反対車線から走行してきた軽自動車の前面右側部とダンプの後方泥よけ部が接触したものを。	確認中
43	R6.09.03(火)	09:40	宮城	鋼橋架設工事	物損公衆	建設機械	一般車両損傷	クローラ式高所作業車で場内走行中に単管バリケードと接触し、単管バリケード7基程度を押し込み、端部の単管バリケード2基が国道の右折車線に逸脱し一般車両と接触したものを。	確認中
44	R6.09.03(火)	09:20	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	機械・工具等取扱	露出線等損傷	流砂観測所で刈払機による除草作業中、カメラの、ソーラー独立電源バッテリーボックス同士をつなぐケーブルを破損した。	確認中
45	R6.09.04(水)	11:40	秋田	ダム工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	法面吹付工の作業において、ノズルを使って吹付を行っている最中に圧があがり、その衝撃で被災したものを。	確認中
46	R6.09.05(木)	08:00	福島	道路改良工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	朝礼後に現場へ車両で移動する際に、左側からくる被害車両に気づかず交差点へ進入してしまい、一般車両と接触したものを。	確認中
47	R6.09.05(木)	10:40	秋田	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	墜落・転落	— (物損公衆以外)	モノレールを利用した資材運搬中に荷がずれ、モノレール台車を停車させて荷の調整をしようと1人で荷台が上がった際、荷とともに転落したものを。	確認中
48	R6.09.06(金)	10:00	福島	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	公共物損傷	河川巡視でクランク箇所を曲がる際にパトロールカー後部ドア側をサイクリングロードの防護柵に接触したものを。	確認中
49	R6.09.06(金)	13:30	宮城	海岸工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	現場事務所内の草刈作業中、バランスを崩し、肩掛け式草刈り機の刃先が作業の補助にあっていた被害者に向かい、左手を負傷したものを。	確認中
50	R6.09.09(月)	14:40	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検のため、橋梁点検車のブームを橋面から展開していたところ、橋梁のアーチ部に橋梁点検車のブームを接触させたものを。	確認中
51	R6.09.10(火)	05:10	山形	トンネル工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	トンネル坑口でロックボルト打設でモルタル注入を行っていたところ、目に異物が入ったものを。	確認中
52	R6.09.11(水)	12:00	秋田	電気通信工事	物損公衆	建設機械	工事車両損傷	ユニック車からミニバックホウを下ろす途中でブームを伸ばした瞬間に転倒したものを。	確認中
53	R6.09.12(木)	23:15	岩手	道路維持工事	労働災害	機械・工具等取扱	— (物損公衆以外)	クラック注入作業中、釜で熱した注入液が誤って作業員の太ももにかかり火傷をしたものを。	確認中
54	R6.09.13(金)	14:00	山形	河川維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁歩道部を通過して遠隔操作の除草機械を移動中、橋梁の高欄に除草機械が当たったものを。	確認中

事故NO	発生日(曜日)	発生日時刻	発生県	工事種別	災害分類	事故要因	物損公衆の被災区分	事故の概況	事故の主たる要因
55	R6.08.29(木)	09:00	山形	舗装工事	物損公衆	飛来・落下	一般車両損傷	型枠設置作業時にコンクリート釘をセットハンマーで打ち込み作業を行った際に、コンクリート釘が飛散し、一般車両に当たったと思われるもの。(被災者の見解や主張と、現場作業内容について、「場所、時刻、内容」がほぼ合致していることから、事故報告に至ったもの。)	確認中
56	R6.09.16(月)	11:30	宮城	建築工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	躯体補強足場を解体中に、資材を持ったまま体をひねった際、足元のスリーブ開口養生部に足を取られ、右足をスリーブ内に落とし、膝裏を負傷したものの。	確認中
57	R6.09.17(火)	14:16	宮城	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	歩道部の緑地帯除草作業中、作業員移動車両を移動するためバックした際、車道に停車していた一般車両に接触したものの。	確認中
58	R6.09.20(金)	21:50	秋田	道路維持工事	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	内装板上部清掃時、壁面取付消火設備にトンネル壁面ブラシの噴射ノズルが接触し、消火設備の格納枠およびブラシ部を損傷したものの。	確認中
59	R6.09.26(木)	10:50	福島	舗装工事	物損公衆	建設機械	埋設物損傷	統合柱(信号、照明)の基礎を路肩規制により歩道部をバックホウ(0.1m3)で掘削中に、側溝下の水道引き込み管に接触し破損したものの。	確認中
60	R6.10.01(火)	10:00	青森	河川工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	河道掘削箇所の仮設道路造設のため、BHにより土砂の掘削積み込み中、付近の用水路に落ちていたのをDI運転手が発見したものの。	確認中
61	R6.10.11(金)	09:40	秋田	ダム工事	労働災害	飛来・落下	(物損公衆以外)	伐採作業で伐倒した際に、後ろに待機後、次の木の伐倒のため移動しようとしたところ、退避していた近くの木から枝が左手親指の付け根に不意に落下し、左手を裂傷したものの。	確認中
62	R6.10.13(日)	15:15	秋田	機械工事	労働災害	墜落・転落	(物損公衆以外)	足場の組立作業中、足場板の隙間を金網ネットで塞ぐ作業を実施する際に足を踏み外して足場板の間に左足がはまったものの。	確認中
63	R6.10.15(火)	15:23	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検中、リースのリフト車のブーム基部を橋脚柱部に接触させ、橋脚の損傷(擦り傷)及びリフト車を損傷させたもの。	確認中
64	R6.10.22(火)	10:15	宮城	測量・調査・設計・点検等業務	労働災害	建設機械	道路施設損傷	橋梁点検診断の作業において、アーチリブの腐食欠損箇所に足を接触し、安全長靴のうえから押され受傷した。	確認中
65	R6.10.24(木)	08:15	岩手	道路維持工事	物損公衆	交通災害	一般車両損傷	維持工事作業車両が現場に向けて北進中に交差点内の右折レーンで一時停止していた対向車が右折進入してきて、直進中の維持工事作業車両の右側前方部に衝突したものの。	確認中
66	R6.10.24(木)	10:40	秋田	ダム工事	物損公衆	交通災害	公共物損傷	工事現場へ社用車で移動中、脇見運転により道路脇の田んぼ面に逸脱した。	確認中
67	R6.10.24(木)	16:10	岩手	測量・調査・設計・点検等業務	物損公衆	交通災害	公共物損傷	UAV測量における標定点設置作業を終え、駐車場所から転回しようとした際に、確認不足により車止めに接触したものの。	確認中